# 報　告

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・1条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月19日

独立行政法人造幣局　理事　橋本　　徹

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27

1　政府調達に関する協定に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する独立行政法人造幣局会計規程

（趣旨）

第１条　この規程は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。

二　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。

三　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

四　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　この規程は、造幣局の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

一　有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約

二　物品等の調達契約又は特定役務の調達契約であって、当該調達契約に係る造幣局の行為を秘密にする必要があるもの

2　前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

（参加のための条件）

第４条　調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第５条　この規程の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときは、造幣局契約事務規程（平成15年造幣局訓令第88号）第６条の規定による審査については、随時に、しなければならない。

2　前項の審査その他の契約履行能力に係る審査に関する制度を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。

3　造幣局契約事務規程第６条の規定により競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

4　前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達をする物品等又は特定役務の種類

二　競争参加資格の有効期限及び当該期間の更新手続

（競争の公告）

第６条　特定調達契約につき競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

2　入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（競争について公告をする事項）

第７条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一　競争入札に付する事項

二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三　契約条項を示す場所

四　競争執行の場所及び日時

五　入札の保証に関する事項

六　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうち一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

七　造幣局契約事務規程第６条の規定による申請の時期及び場所

八　第11条に規定する文書の交付に関する事項

九　落札者の決定の方法

2　前項の公告においては、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3　第１項の規定による公告においては、契約担当職員等の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量